

小児慢性特定疾病医療費助成制度のご案内

子どもの慢性疾患の一部は、長期にわたって療養を必要とすることもあり、経済的な負担が大きくなります。国が指定した疾病に罹患し、厚生労働省が定める程度の病状である 18 歳未満の方は、所得に応じてその治療に関わる医療費等の一部が助成されます。

■ 助成内容

18 歳未満の方の認定を受けた疾病に対する医療及び一部のサービスに関する費用について、医療保険など適用後の自己負担分の一部が助成されます。小児慢性特定疾病医療費助成制度が利用できるのは都道府県が指定した指定医療機関になります。18 歳に達した時点で助成を受けていて引き続き医療を受ける必要がある場合は 20 歳になるまで延長することができます。有効期間後も引き続き助成を受けるためには、有効期間満了前に更新の手続きが必要です。

■ 月額自己負担限度額表

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合 2 割		
			自己負担限度額（外来＋入院＋薬代＋訪問看護）		
			一般	重症※1	人工呼吸器等装着
生活保護	—		0 円	0 円	0 円
低所得Ⅰ	区市町村税	本人収入 82. 65 万円以下	1, 250 円	1, 250 円	500 円
低所得Ⅱ	非課税	本人収入 82. 65 万円超	2, 500 円	2, 500 円	
一般所得Ⅰ	区市町村民税 課税以上 7. 1 万円未満 収入約 200 万円～約 430 万円		5, 000 円	2, 500 円	
一般所得Ⅱ	区市町村民税 7. 1 万円～25. 1 万円未満 収入約 430 万円～約 850 万円		10, 000 円	5, 000 円	
上位所得	区市町村民税 25. 1 万円以上 収入約 850 万円以上		15, 000 円	10, 000 円	
入院時の食費			1/2 自己負担		

※1 重症とは、以下のいずれかに該当する方を指します。

- ①高額な医療費が長期的に継続する方
→2 割負担の場合、医療費の自己負担が 1 万円/月を超える月が年間（申請日が属する月以前の 12 か月以内）に 6 回以上ある方。
- ②現行の重症患者認定基準を満たしている方

■ 申請窓口

お住まいの区市町村の窓口（保健所・保健センター・児童福祉担当窓口・障害福祉担当窓口など）

※ 原則、保護者が申請者となります。（状況によって異なる場合があります）

■ 必要なもの

患者さん・世帯の状況により必要なものが異なります。詳しくは、申請窓口にお問い合わせください。

＜全員が必要なもの＞

- ① 小児慢性特定疾病医療費支給認定・登録者証申請書兼同意書
- ② 小児慢性特定疾病医療意見書（都道府県が指定した指定医のみ記載可能）
- ③ 受診医療機関申請書
- ④ 世帯調書
- ⑤ マイナンバーを確認する書類
- ⑥ 住民票
- ⑦ 健康保険の資格情報が分かるものの写し

資格情報のお知らせ・資格確認書の写し、またはマイナポータルの資格情報画面もしくはダウンロードしたPDF

・区市町村の国民健康保険 ・国民健康保険組合 ・後期高齢者医療	患者及び患者と同じ世帯に属し、患者と同じ医療保険に加入する方全員の健康保険の資格情報が分かるものの写し
・上記以外の医療保険 （会社の健康保険等）	患者本人の健康保険の資格情報が分かるものの写し （患者が被扶養者で、患者本人の資格確認書等で被保険者が明らかでないときは、被保険者分も必要）

＜場合によって必要なもの＞

- ・ 戸籍謄本及び誓約書
- ・ 委任状
- ・ 人工呼吸器等装着者添付書類
- ・ 生活保護受給証明書もしくは受給者証のコピー
- ・ 保険者からの情報提供にかかる同意書
- ・ 重症患者認定申請書兼診断書（状況によっては身体障害者手帳等のコピー）
- ・ 世帯の所得を確認するための書類

・区市町村の国民健康保険 ・国民健康保険組合 ・後期高齢者医療	患者及び患者と同じ世帯に属し、患者と同じ保険に加入する方全員の住民税課税（非課税）証明書
・上記以外の医療保険 （会社の健康保険等）	被保険者の住民税課税（非課税）証明書 （被保険者が非課税の場合、患者本人の課税（非課税）証明書も必要）

■ その他

- ・ 助成の対象となるのは認定を受けた疾病にかかる保険診療の自己負担分の一部です。診断書等の文書料、差額ベッド代、レンタル代（病衣・タオル・日用品など）、保険適用外診療、おむつ代などは助成の対象外となります。
- ・ 受診の際には「受給者証」「自己負担限度額管理票」を必ず病院の窓口に提示してください。
- ・ 受給者証の有効期間の開始日は「重症度分類を満たしたことを診断した日等」で申請日から原則1か月遡ることができます。詳しくは申請時に窓口へご相談ください。
- ・ 申請から受給者証が届くまでに自己負担額を超えた医療費を支払った場合、払い戻しの手続きができます。

制度についての詳細は、当院中央棟1階の総合医療相談 受付「ソーシャルワーカー」

または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181（代表） （内線 2081・2084・2489）